

4) 激甚災害の指定

- ・ 「平成 22 年 6 月 11 日から 7 月 19 日までの間の豪雨による災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（8 月 20 日閣議決定、8 月 25 日公布）

c. 厚生労働省の対応

1) 全般

- ・ 災害情報連絡室設置（7 月 16 日 16:30）

2) 避難所における被災者への対応

- ・ 避難所の生活環境の整備等について次の事項を山口県及び広島県に通知。（7 月 15 日 17 及び 17 日）

避難所について、仮設トイレ、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保など、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと。

食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。

3) 被災者等の健康に対する対応

- ・ 山口県看護協会から要請を受け、被災者の支援及びボランティアの健康管理等を目的として、労働者健康福祉機構山口労災病院より、災害支援ナース 8 名を被災地の支援に派遣した。（7 月 18 日～27 日）

4) 労働・雇用関係における対応

- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構において、被災により中小企業退職金共済制度の掛金の納付が困難となった共済契約者（事業主）について、当該共済契約者の申請により掛金の納付期限を最大 1 年間延長（広島県呉市・世羅町 7 月 14 日、山口県山陽小野田市 7 月 15 日、広島県庄原市 7 月 16 日）

キ) ボランティア関係

a. 広島県

- ・ 世羅町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置 (7月15日)
- ・ 庄原市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置 (7月18日)

b. 山口県

- ・ 美祢市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置 (7月16日)
- ・ 山陽小野田市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置 (7月17日)

② 事例2：風水害「鹿児島県奄美地方における大雨」

ア) 災害発生日

・ 平成22年(2010年)10月18日～10月20日

イ) 気象と大雨の概況(気象庁情報)

【概要】

10月18日から21日にかけて、前線が奄美地方に停滞し、南シナ海にあった台風第13号の東側で非常に湿った空気が前線付近に流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、奄美地方では、所により期間降水量が800ミリを超える記録的な大雨となった。

24時間降水量では、鹿児島県奄美市名瀬(ナゼ)で20日23時20分までに648.0ミリとなり、昭和51年(1976年)の観測開始以来最大を記録した。また、20日の日降水量は、名瀬(ナゼ)で622.0ミリとなり、明治36年(1903年)5月29日に観測した547.1ミリを超え、明治29年(1896年)の観測開始以来最大を記録した。なお、解析雨量では、20日0時から24時までの24時間に700ミリを超える雨量となった。

1時間降水量では、鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋(コニヤ)で20日13時05分までに89.5ミリの猛烈な雨が、鹿児島県奄美市名瀬(ナゼ)で20日16時41分までに78.5ミリの非常に激しい雨が降った。また、解析雨量では、20日11時30分までと13時までのそれぞれ1時間に奄美市付近と大和村付近で、また、20日15時までの1時間に奄美市付近と瀬戸内町付近で、いずれも120ミリ以上の猛烈な雨となった。

この大雨による死者は、鹿児島県奄美市で2名、鹿児島県大島郡龍郷町で1名となった。また、奄美地方では、家屋の浸水や土砂災害が多数発生した。その他、停電、断水が発生し、交通機関にも大きな影響が出た。(被害の状況は内閣府などによる(平成22年10月24日15時30分現在))。

(気象庁 平成22年10月25日現在)

【大雨の状況】

18日から20日にかけて奄美地方付近に前線が停滞し、南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。

このため、20日は奄美地方の北部で雨雲が発達し、奄美大島に次々と流れ込んで大雨となった。

奄美地方では、北部を中心に19日明け方から激しい雨となり、20日昼前から昼過ぎにかけて奄美市付近、大和村付近、瀬戸内町付近で解析雨量が1時間120ミリ以上の記録的な大雨となった。

奄美市名瀬では、20日23時20分までの最大24時間降水量648.0ミリ、20日の日降水量622.0ミリとなり、ともに年間の観測史上1位の記録を更新した。

18日21時から20日24時までの総降水量は、奄美市名瀬で10月の平年の月降水量(238.7ミリ)の約3倍に匹敵する715.5ミリを観測したほか、瀬戸内町古仁屋で362.5ミリ、伊

仙で278.0ミリ、天城で249.5ミリ、奄美市笠利で212.0ミリの大雨となった。
 (鹿児島地方気象台・名瀬測候所 平成22年10月21日現在)

図表 46 降雨の状況 (8月18日21時から10月30日24時まで) (速報値)

観測地点		1時間降水量
鹿児島県	奄美市名瀬	89.5ミリ
鹿児島県	大島郡瀬戸内町古仁屋	78.5ミリ

観測地点		24時間降水量
鹿児島県	奄美市名瀬	648.0ミリ
鹿児島県	大島郡瀬戸内町古仁屋	291.5ミリ

*

観測地点		6月11日からの総降水量
鹿児島県	奄美市名瀬	899.0ミリ
鹿児島県	大島郡瀬戸内町古仁屋	459.0ミリ

*印は観測史上1位を更新した地点

ウ) 災害の様子

a. 人的・住家被害の状況

図表 47 人的・住家被害の状況

都道府県名 (市町村名)	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 破損 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
			重症 (人)	軽症 (人)							
鹿児島県	3			2	10	479	11	119	767	12	102
(奄美市)	2			1	6	339	11	62	351	8	101
(龍郷町)	1			1	3	125		24	221		
(大和村)					1	15		14	93	4	1
(宇検村)								5	4		
(瀬戸内町)								14	97		
(徳之島町)									1		
(天城町)											

出典①)鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況等について
平成22年11月26日 16:00現在 消防庁

出典②)10月20日～奄美地方における集中豪雨による被害状況
平成22年11月26日 16:00現在
鹿児島県危機管理防災課 鹿児島県現地対策合同本部

b. 主な人的被害

- ・ 死者：3名

図表 48 主な人的被害

都道府県	市区町村	被害状況
鹿児島県	奄美市	・ グループホームわだつみ苑において入所者2名死亡
	龍郷町	・ 倒壊した家屋の下敷きとなり女性1名死亡

※全ての市町村において孤立している集落はなく、行方不明者はない。

出典)鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況等について
平成21年11月26日 16:00現在 消防庁

エ) 避難の状況

a. 避難指示

- ・ 鹿児島県内の2町で避難指示があった。

図表 49 避難指示を出した市町村

都道府県名	市町村名	市町村数	延べ対象世帯数	延べ対象人数
			(世帯)	(人)
鹿児島県	龍郷町	1	272	678
鹿児島県	天城町	1	1	3
合 計		2	273	681

出典)鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況等について
平成22年9月9日(木)17時00分現在 消防庁

b. 避難勧告

- ・ 鹿児島県内の5市町村で避難勧告があった。

図表 50 避難勧告を出した市町村

都道府県名	市町村名	市町村数	延べ対象世帯数	延べ対象人数
			(世帯)	(人)
鹿児島県	龍郷町	1	276	684
鹿児島県	奄美市	1	851	1,640
鹿児島県	宇検村	1	62	117
鹿児島県	大和村	1	169	361
鹿児島県	徳之島町	1	7	17
合 計		5	1,365	2,819

出典)鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況等について
平成22年9月9日(木)17時00分現在 消防庁

オ) その他の被害の状況

a. ライフライン

1) 停電戸数（経済産業省調べ：11月19日 14:00 現在）

図表 51 停電戸数

区分	管内	延べ停電戸数	現況
電力	九州電力	約 20,500 戸	復旧済み

経済産業省調べ：10月24日 20:00 現在

2) 都市ガスの供給停止戸数（経済産業省調べ：10月24日 14:00 現在）

- ・ 現時点で被害がないことを確認済

3) 断水戸数

図表 52 断水戸数

区分	管内	総断水戸数	現況	備考
水道	鹿児島県	3,500 戸	復旧済み	奄美市、大和村、 瀬戸内町、 龍郷町、伊仙町

厚生労働省調べ：11月8日 14:30 現在

4) 文教施設等

図表 53 文教施設等

区分	被災施設数
公立学校施設	22
社会教育・体育、文化施設等	5
文化財等	1
計	28

文部科学省調べ：11月11日 11:00 現在

5) 社会福祉施設等

図表 54 社会福祉施設等

区分	被災施設数
社会福祉施設	8

※移送が必要な施設入所者は、他施設にて受け入れ。

厚生労働省調べ：10月21日 11:00 現在

カ) 政府の主な対応

a. 災害救助法関係

1) 災害救助法の適用

- ・ 鹿児島県は奄美市、大島郡龍郷町及び大島郡大和村に災害救助法を適用（適用日：10月20日）

2) 被災者生活再建支援法の適用

- ・ 鹿児島県は奄美市及び大島郡龍郷町に被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度を適用（適用日：10月20日）

3) 激甚災害の指定

- ・ 「平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害」として激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（11月19日閣議決定、11月25日公布）

b. 厚生労働省の対応

1) 全般

- ・ 災害情報連絡室を設置（10月20日19時00分）
- ・ 政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣（10月27日）

2) 避難所における被災者への対応

- ・ 避難所の生活環境の整備等について次の事項を鹿児島県に通知（10月20日）
 - * 避難所について、仮設トイレ、暑さ寒さ対策、被災者に対するプライバシーの確保など、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと。
 - * 食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと等。
- ・ 被災視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援

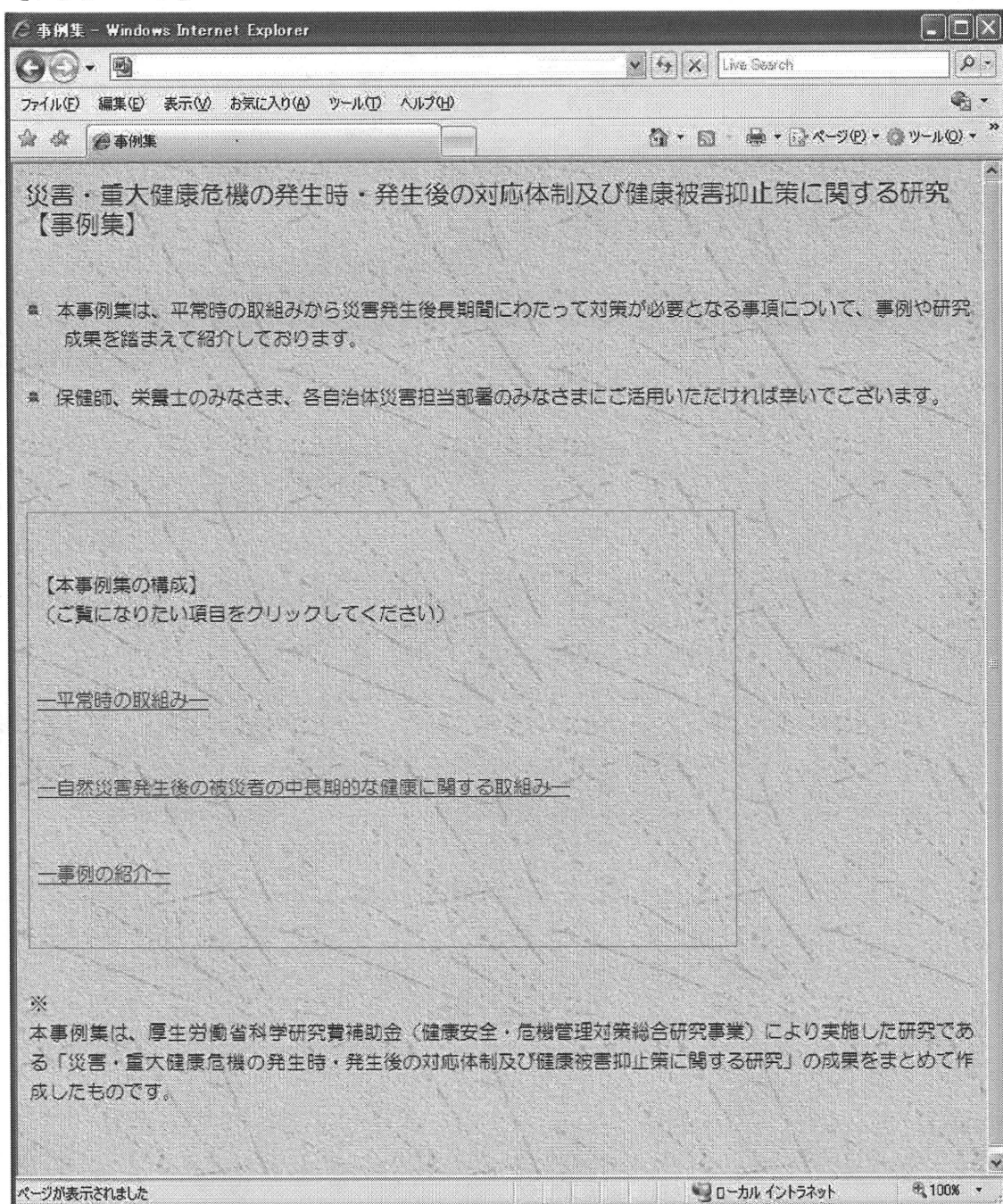
- * 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について鹿児島県に通知（10月22日）
 - ・ 食中毒等の感染症発生予防
 - * 避難所における食中毒等の感染症発生予防上、留意すべき点として、手洗いの励行、食料の保存時の温度管理、調理時の加熱処理、トイレ及び排泄物の衛生的な管理等を鹿児島県に通知（10月26日）
- 3) 被害者等の健康に対する対応
- ・ 人工透析、難病患者関係
 - * 災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、鹿児島県に通知（10月21日）
 - ・ エコノミークラス症候群
 - * 「鹿児島県奄美地方の集中豪雨による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について」を鹿児島県に情報提供し、関係機関等への周知を依頼（10月21日）
- キ) ボランティア関係
- ・ 奄美市社会福祉協議会において、奄美市災害ボランティアセンターを設置（10月23日）
 - ・ 龍郷町社会福祉協議会において、龍郷町災害ボランティアセンターを設置（10月23日）

4) 事例集の作成

関係者と協議の上、本研究で得られた研究事例についてとりまとめた事例集を作成した。本事例集は、保健師、栄養士や、自治体の災害担当部署に有用な情報を提供することを目的とし、平常時の取組み～自然災害発生後中長期的にケアが必要とされる被害までを取り扱うことにより、今まで意識されてこなかった（あるいは意識されていたが実証されていなかった）事例について紹介し、その対策を紹介している。

本事例集はhtml形式により作成しており、各項目を効率的に閲覧できるように配慮した。

【トップページ】



【トップページ】 → 【一自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み一】

事例集 自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み - Windows Internet Explorer

ホーム > 自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み

一自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み一

<対応指針>

- 自然災害発生後、数ヶ月～数年にわたって死亡のリスクが高い疾患が存在します。保健師をはじめ、関連する行政機関のみならず各疾患に応じて、戸別訪問、特別住民健診、健康相談等を中長期的に行うよう留意してください。
- 深部静脈血栓症（DVT）の発生は、避難所の環境や避難者の精神的ストレスが関連していることが研究から示唆されています。また、循環器疾患（特に若年者の脳梗塞）の発生へのかかわりについても同様に示唆されています。自然災害発生直後だけでなく長期にわたる注意が必要です。

【個別の疾患に対する対応】
 （さらに詳細をご覧になりたい場合は、各項目をクリックしてください）

ケアが必要な疾患名	ケアが必要とされる期間	その他留意点
脳梗塞	災害直後～4年程度	
急性心筋梗塞	災害直後～4年程度	
肺炎	災害直後～数ヶ月程度	災害発生が冬期の場合に注意が必要
喘息	災害直後～1年程度	
慢性閉塞性肺疾患	災害直後～1年程度	
深部静脈血栓症 （DVT）	災害直後～	

ページが表示されました ローカル イン트라ネット 100%

【一自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み】 → 【肺炎】

事例集 自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み 肺炎 - Windows Internet Explorer

ホーム > 自然災害発生後の被災者の中長期的な健康に関する取組み > 肺炎

肺炎

- ❖ 冬期の震災においては、肺炎の発生リスクが高まり、災害発生後も数ヶ月間にわたって、死亡に至る危険があります。
- ❖ 阪神・淡路大震災時における実データを用いた分析でも、肺炎による超過死亡が震災後1ヵ月後から約6ヵ月後まで発生していることがわかっています（下図参照）。

阪神・淡路大震災後における超過死亡の推移【肺炎】

年月	地区1	地区2	地区3	地区4	地区5	地区6
1995年1月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年2月	3.2	2.2	1.8	1.5	1.2	1.0
1995年3月	2.0	1.8	1.5	1.2	1.0	1.0
1995年4月	1.5	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年5月	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年6月	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年7月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年8月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年9月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年10月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年11月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1995年12月	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1996年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1997年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1998年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1999年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2000年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2001年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2002年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2003年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2004年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2005年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2006年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2007年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2008年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
2009年	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

地区1 地区2 地区3 地区4 地区5 地区6

- ※ 地区1: 人口千人に対して3人以上が死亡した市区町村が該当
- 地区2: 人口千人に対して0.1人以上3人未満が死亡した市区町村が該当
- 地区3: 人口千人に対して0.1人未満が死亡した市区町村が該当
- 地区4: 死亡者はいないが負傷者がいる市区町村が該当
- 地区5: 負傷者はいないが震度5の揺れが観測された市区町村が該当
- 地区6: 地区1～地区5以外の近畿圏の市区町村が該当

※ SMRが1を超えると超過死亡が発生していることを示す

ページが表示されました ローカル イン트라ネット 100%

5) 災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制及び健康被害抑止策に関する研究会
および研究会議の開催

「平成 22 年度「災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制及び健康被害防止策に関する研究」第 1 回研究会議を開催した。

概要は、図表 55 の通り。

図表 55 班会議概要

開催日	2010 年 12 月 22 日 (水) 13 時 00 分～15 時 30 分
開催場所	㈱三菱総合研究所 4F 大会議室 A
出席者	<p><研究者></p> <p>◎ 尾崎 米厚 (鳥取大学医学部 社会医学講座 環境予防医学分野 准教授)</p> <p>大井田 隆 (日本大学医学部 公衆衛生部門 衛生行政学・公衆衛生学 教授)</p> <p>奥田 博子 (国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 室長)</p> <p>須藤 紀子 (国立保健医療科学院 生涯保健部 公衆衛生学 主任研究官)</p> <p>櫻井 裕 (防衛医科大学 衛生学・衛生学 教授)</p> <p>木下 浩作 (日本大学医学部 救急医学・救急医学 准教授)</p> <p>田畑 好基 (三重県 伊勢保健所 所長)</p> <p>榛沢 和彦 (新潟大学 歯科系呼吸循環器外科学 助教)</p> <p>◎代表研究者</p> <p><オブザーバー></p> <p>江藤 亜紀子 (国立保健医療科学院 口腔保健部 主任研究官)</p> <p><事務局></p> <p>株式会社三菱総合研究所</p>
内容	<p>1. 開会・挨拶</p> <p>・ 研究目的</p> <p>2. 討議</p> <p>1) 平成 22 年に発生した災害の事例分析 (三菱総合研究所)</p> <p>2) 研究分担者報告</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(1) 自然災害発生に備えた平常時の保健師活動分析（奥田博子）(2) 災害の在宅栄養士活動の分析（須藤典子）(3) 災害後のエコノミークラス症候群循環器疾患発生分析の分析（榛沢和彦）(4) その他研究分担者の報告 <p>3) 研究代表者報告</p> <p> 阪神・淡路大震災後の中長期的超過死亡に関する検討（尾崎米厚）
 （国立保健医療科学院 生涯保健部 公衆衛生学 主任研究官）</p> <ul style="list-style-type: none">4) その他5) 事務報告 <p>3. 閉会・挨拶</p> |
|--|--|

3 まとめ

本業務では、阪神淡路大震災被災地における年齢調整死亡率の変化を分析するため、被災地域の人口動態統計を用いて、被災地域の死因（簡単分類、詳細分類）別調整死亡率を分析する支援を行った。さらに、災害対応の経験をもつ都道府県及び市町村の保健所等を対象として、活動場所ごとの活動内容と直面した問題を把握することにより、今後、保健所がより効果的な災害対応を行うための課題を整理・分析した。

その結果、人口動態統計の分析から大規模自然災害発生後の中長期的な健康被害への影響が改めて、データとして示された。特に被災者への循環器系疾患に対しては、発災直後から4年間にわたって影響を及ぼすことが示唆されている。このような二次的被害を軽減していくためには、災害復旧・復興後の各自治体における細やかなフォローアップ（戸別訪問、特別住民健診、健康相談など）が必要と考えられる。今後、さらなる研究が望まれる。

近年急増している熱中症被害については、その現状と行政の取り組みについて調査を行った。平成22年度は熱中症による被害が過年度の数倍となっており、特に大都市部の高齢者の被害が深刻である。環境省では行政的な取り組みとして情報提供等を行っているが、今後は熱中症についても健康危機管理対象として、厚生労働省においても積極的な調査研究を進めていくことが望まれる。

なお、平成22年度は大規模な自然災害が発生せず、前線や台風による風水害が目立ったため、被災自治体による事例発表は実施しなかったが、今後も被災した自治体担当者による経験やノウハウを蓄積し、他の自治体担当者の平時活動への活用を続けていくことが必要である。

(付録)「平成 22 年度「災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制及び健康被害防止策に関する研究」第 1 回研究会議 議事概要

日時：2010 年 12 月 22 日（水）13 時 00 分～15 時 30 分

場所：三菱総合研究所 4F 大会議室 A

ご出席者：

<研究者>

◎尾崎 米厚 鳥取大学医学部 社会医学講座 環境予防医学分野 准教授
大井田 隆 日本大学医学部 公衆衛生部門 衛生行政学・公衆衛生学 教授
奥田 博子 国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 室長
須藤 紀子 国立保健医療科学院 生涯保健部 公衆衛生学 主任研究官
櫻井 裕 防衛医科大学 衛生学・衛生学 教授
木下 浩作 日本大学医学部 救急医学・救急医学 准教授
田畑 好基 三重県 伊勢保健所 所長
榛沢 和彦 新潟大学 歯科系呼吸循環器外科学 助教

◎代表研究者

<オブザーバー>

江藤 亜紀子 国立保健医療科学院 口腔保健部 主任研究官

<事務局>

三菱総合研究所

議事概要：

(1) 平成 22 年度中に発生した災害の事例分析（三菱総合研究所）

江藤先生：

猛暑について整理を行うことも重要。研究課題として取り組むべきという提言を行ってほしい。

須藤先生：

厚生労働省が発した通知はどのようなものか。

事務局（大橋）：

調べて、資料に追加することとしたい。

(2) 自然災害発生に備えた平常時の保健師活動分析（奥田先生）

奥田先生：

今回事例を収集した自治体は、大半が東海地震を想定した取組みを行っている自治体である。静岡県では、防災訓練を実施してはいたが、伊豆半島で地震が発生した際、応援が必要か等の情報が被災地からあがってこなかったという事例がある。行政の担当者が変わってしまうと、それまでの取組み、ノウハウが引き継がれないという問題点が存在している。

奥田先生：

現状は、保健師が炊き出し等まで災害時に行っている現状があり、専門性を活かした取組みが行われていない。災害時のマニュアル作りについても、災害救助法上は市が行うことになっているが、現状は大学の先生が協力していたりする。

田畑先生：

保健活動マニュアルよりも、地域防災計画を見直さないといけないのではないかと考えている。地域防災計画は地域が見直してよいことになっているが、地域は災害に関しては素人であり（担当者が異動になるためノウハウが蓄積されない）、国主導で強力に進める必要があると考えている。

尾崎先生：

このような政策的な研究が必要かもしれない。

(3) 災害の在宅栄養士活動の分析（須藤先生）

尾崎先生：

栄養士がいる自治体はどの程度あるのか。

須藤先生：

約80%の自治体には栄養士がいると考えられる。

田畑先生：

栄養士は栄養指導等の技術員のような位置づけがなされており、政策立案に役立てられていないのが問題である。

須藤先生：

自治体の意識を変えていく必要があるが、栄養士自体も現状に甘んじているところがあると考えられる。研修等を実施していくことで現状を改善していく必要がある。

榛沢先生：

能登半島の地震では、料理のメニューが充実していたが、ヒアリングしたところ、保健師の指導が入っていたとのことである。

須藤先生：

能登半島の地震の際は、厚生労働省から、栄養分野の技官が派遣されていたと聞いてい

る。

(4) 災害後エコノミークラス症候群等循環器疾患発生への分析 (榛沢先生)

江藤先生：

飛行機搭乗回数のような、災害前の DVT 発生に影響を与えうる被災者の属性情報は考慮に入れているのか。

榛沢先生：

現状は考慮に入っていない。

尾崎先生：

飛行機、深夜バスは、利用者よりも乗務員の方が DVT のリスクが高いのではないかと。

榛沢先生：

タクシー運転手で血栓が発生した事例も報告されている。

(5) 阪神・淡路大震災後の中長期的超過死亡に関する検討 (尾崎先生)

榛沢先生：

自殺について、震災後 4~5 ヶ月で一度 SMR が高くなっているが、能登半島でもあったように、閉じこもりがちでうつになってくるタイミングであり、有意な結果かもしれない。地区 1 と地区 4 だけが高くなっているのは解釈が難しいが。

奥田先生：

被害が大きかった区の被災者が、被害の少なかった区に避難したことが影響しているのかもしれない。

尾崎先生：

集計している地域は住民票ベースであるため、他の区に避難したことによる影響ではない可能性がある (他の区に避難する際に、住民票をうつすことは考えづらい)。

榛沢先生：

災害後 1 ヶ月で医療支援等はなくなり、その後の生活が大変である。県ごとの連携があってもよいのだが、宮城県における地震の際、岩手県一関市は震災地のすぐとなりであるにもかかわらず、別の県であるために何の連携もなされなかった。省庁も同様であるが、縦割り組織であることが組織間の連携を阻害している。米国における FEMA (Federal Emergency Management Agency : 連邦緊急事態管理庁、国土安全省に属する米国の政府機関 (1979 年設立) であり、大規模災害が発生した場合の支援活動を組織、統括する) のような機関が必要。

平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業

災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制
および健康被害防止策に関する研究
(課題番号 H20-健危-一般-002)

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

平成 23(2011)年 3 月 31 日発行

鳥取大学医学部環境予防医学分野

准教授 尾崎 米厚

〒683-8503 米子市西町 86

電話 0859-38-6103 Fax 0859-38-6100

